

町田都市計画忠生土地区画整理事業の換地処分に伴う  
**住所変更手続きのしおり**

あなたの **住所** が変わります。

※ 変更日は2012年2月頃の予定です



町田都市計画忠生土地区画整理事業は、みなさまのご協力により、2012年2月頃に換地処分の公告を予定しており、この翌日から当該地区内の町名(一部を除く)及び地番が新しくなります。

これに伴い、地区内にお住まいの方及び会社・事業所のみなさまには、今後新しい住所又は所在地を使用していただくことになります。

本書では、住所・所在地変更についての代表的な手続きをご案内しておりますので、今回の町名地番変更に係る手引きとしてご利用ください。



## 今回同封した主な資料

### 新住所についてのお知らせ (予定)

- あなたの住所変更の予定を記したお知らせです。正式な通知書は後日改めてお届け致します。

### 手続きのしおり

- 住所変更の手続きに関して説明するパンフレットです。(本書)

### 登記申請書

- 不動産(土地・建物)を所有している方が、法務局で登記事項の変更(所有者の住所の表記)を申請するための申請用紙です。

※ 法人の方には下記も併せて同封しています。

#### 会社・法人などの 変更登記の手引

→会社・法人等が行う法務局での変更登記の内容を説明したものです。

#### 登記申請書 [会社・法人用]

→上記の変更登記を行う際に使用する申請書です。

## 今後お届けする予定のもの

### ■ お届け時期：変更日以前に（12月下旬～1月上旬）

#### 通 知 書

(世帯ごとに8通)

- あなたの新しい住所を記載した公的な書類です。
- この通知書は、手続きのページにある官公署等で住所変更の手続きをする際、住所(所在地)変更証明書としてもご使用になれます。

◆住所(所在地)変更証明書が必要な場合は、変更日以降に下記で無料発行いたします。

- 住民登録 又は 外国人登録 されている方  
⇒市役所市民課 又は 各市民センターにて発行
- 事業所など(上記以外)の方  
⇒市役所区画整理課にて発行

～注意～ 住所(所在地)変更証明書の受付開始は変更日以降となりますのでご注意ください。

#### 新 地 番 案 内 図

- 地区内の新しい地番を示した案内図です。

#### は が き

(1世帯50枚)

- 新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするもので、郵送料は無料です。なお、不足する場合は、郵便事業㈱の承認を得れば郵送料を無料にする事が可能です。詳しくは郵便事業㈱までお問い合わせください。

- 郵便事業㈱ 町田支店 042(722)2289
- 郵便事業㈱ 町田西支店 042(773)6090

※矢部町にお住まいの方は町田西支店が管轄となります。それ以外の方は町田支店が管轄となりますのでご注意ください。

#### 町名板・番地表示板

- みなさまの新しい住所を表示するためのアルミ製の表示板です。(戸建て1軒につき各1枚)

### ■ お届け時期：変更日以降に（2月下旬）

#### 本籍変更のお知らせ

- 地区内に本籍を有する方は、本籍が変更となります。該当する戸籍の筆頭者の方に、本籍変更のお知らせを送付いたします。(変更日以降に送付予定です。)

# 新しい住所などの表し方について

**住所の表し方 (例)** ..... **新町名と新地番**で表します。  
(注)

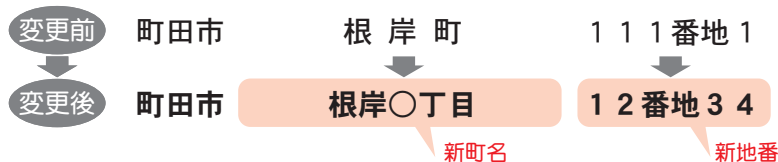


(注) 根岸町・矢部町の一部及び木曾西四丁目については、町名の変更はなく、地番が新しくなります。  
新しい町区域については、本書表紙記載の新しい町区域の図、または後日お届け予定の新地番案内図などをご参照ください。

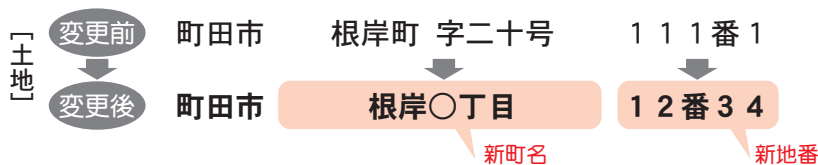
**本籍の表し方 (例)** ..... **新町名と新地番**で表します。  
(注)

※本籍変更の対象者は...

※ 区域内に本籍を有する方については、下記の例のように、本籍も変更となります。  
該当する場合は戸籍の筆頭者に対し、本籍変更のお知らせを送付いたします。(変更日以降に送付予定です。)



**不動産の所在の表し方 (例)** ..... **新町名と新地番**で表します。  
(注)



# 市役所・法務局が職権で書き換える主なもの

下記の公簿等については、市役所、法務局(登記所)が職権で書き替えを行います。  
よって、みなさまがご自分で手続きをする必要はありません。

公簿等	変更欄	説明
住民基本台帳、印鑑登録原票、選挙人名簿、外国人登録原票等	住所欄	市役所が新しい住所に変更します。
戸籍簿、戸籍簿の附票	本籍欄 附票の住所欄	市役所が新しい本籍、住所に変更します。
土地登記簿、建物登記簿	表題部の 所在欄	法務局が、新しい地番、地積等 に書き替えます。 (注) ただし、登記名義人などの住所については、 ご本人からの申請があるまで変わりません。 (3ページ・6ページをご参照下さい。)

## ご自分で変更の手続きを必要とするもの (3~5ページ)

以下の表(3~5ページ)は、みなさんがご自分で変更の手続きをする必要がある主なものです。ご自分に該当するものをご確認の上、変更の手続きをお願いいたします。  
 なお、各手続きは実際に住所が変更した後でなければ行うことができませんのでご注意ください。

◆後日お届けする予定の「通知書」は、表中の「住所(所在地)変更証明書」としてご利用することができます。  
 もし、住所(所在地)変更証明書が必要な場合は、変更日以降に下記で無料発行いたしますのでご利用下さい。

- ・住民登録 又は 外国人登録 されている方  
 ⇒市役所市民課 又は 各市民センターにて発行
- ・事業所など(上記以外)の方  
 ⇒市役所区画整理課にて発行

～注意～ 住所(所在地)変更証明書の受付開始は変更日以降となりますのでご注意ください。

### 法務局関係

手続きは変更日以降に行ってください。

種 類	手 続 き 先	手 続 き の 期 限	必 要 書 類
<b>土地、建物等不動産所有者の表示変更登記</b> (実施区域内に住所がある方で、土地・建物等を所有している方)	不動産の所在地を管轄する法務局 (町田市内の不動産の場合) 東京法務局町田出張所 町田市森野2-28-14 TEL 042 (722) 2414	期限はありません。 ただし、売買・相続などの時には書き換えておかねばなりません。 ～注意～ 換地処分により2012年5月頃まで登記事務が停止されていますので、終了後をお願いします。	・登記申請書 ・住所(所在地)変更証明書 ・印鑑(認印でも可) (登記が完了すると完了証が発行されますが、法務局まで受領に行くか、郵送受領を希望する場合は380円分の切手を貼った返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。
<b>抵当権者等の表示(住所)変更</b>			
<b>会社及び法人の所在地の変更登記及び代表者の住所の変更登記</b> (実施区域内に本・支店の所在地又は代表者の住所がある場合)	本店の所在地を管轄する法務局  支店の所在地を管轄する法務局	法定期間内に申請してください。  本店:2週間以内 支店:3週間以内 (詳しくは別冊の「会社等の変更登記の手引」をご覧ください。	・登記申請書 ・住所(所在地)変更証明書 ・印鑑(届出印)

### 住民基本台帳カード等

手続きは変更日以降に行ってください。

種 類	手 続 き 先	手 続 き の 期 限	必 要 書 類
<b>住民基本台帳カードの住所変更</b> ※写真無しカードの場合は、手続きの必要はありません。	市役所市民課 TEL 042 (724) 2123  各市民センター	速やかに手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※カード表面の左側にQRコードの印字されたカードをお持ちの方は、変更手続き時に暗証番号が必要となります。

### 外国人登録証

手続きは変更日以降に行ってください。

種 類	手 続 き 先	手 続 き の 期 限	必 要 書 類
<b>外国人登録証明書の居住地変更</b>	市役所市民課 TEL 042 (724) 4016	速やかに手続きをしてください。	・外国人登録証明書 ※届出は、16歳以上の方は原則として本人。同居同世帯の方であれば代理でも可。ただし16歳以上の方に限ります。

## 保険、年金、医療証等

手続きは変更日以降に行ってください。

種 類	手 続 き 先	手続きの期限	必 要 書 類
国民健康保険被保険者証	市役所保険年金課 TEL 042(724)2124 又は各市民センター	訂正をご希望の方は変更(差替)手続きをしてください。	・被保険者証
国民健康保険高齢受給者証			・受給者証
乳幼児医療証 (乳医療証)	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2139	訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・医療証
義務教育就学児医療証 (子医療証)			・印鑑
ひとり親家庭等医療証 (親医療証)			
育成医療			速やかに変更手続きをしてください。
大気汚染医療			・受給者証
小児慢性疾患医療			・印鑑
			・住所(所在地)変更証明書
			・医療券
			・住所(所在地)変更証明書
			・医療券
			・住所(所在地)変更証明書
身体障害者手帳	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2148	速やかに変更手続きをしてください。	・身体障害者手帳
愛の手帳(療育手帳)			・印鑑
精神障害者保健福祉手帳	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2145		・愛の手帳(療育手帳)
自立支援医療受給者証			・印鑑
難病医療券 (都医療証)			・精神障害者保健福祉手帳
			・印鑑
			・受給者証
			・印鑑
			・医療券
			・住所(所在地)変更証明書
年金加入者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金第1号被保険者(自営業等)の方は届出の必要はありません。</li> <li>・ 第2号被保険者(厚生年金や共済組合加入者)や第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている妻又は夫)は勤務先へ届出してください。 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】</li> </ul>		
年金受給者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金又は厚生年金を受給されている方は原則、届出の必要はありません。ただし、介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。「住所変更届(ハガキ)」は、市役所保険年金課又は各市民センターにもご用意しております。</li> <li>・ なお、4月以降に日本年金機構から年金受給者に送られる通知のあて先が変更されていない場合は、「住所変更届」が必要なこともありますので、八王子年金事務所にお問い合わせください。</li> <li>・ 共済年金を受給されている方は、各共済組合へ届出してください。 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】</li> </ul>		

## 自動車・オートバイ関係

手続きは変更日以降に行ってください。

種 類	手 続 き 先	手続きの期限	必 要 書 類
自動車運転免許証の住所変更 及び本籍変更	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110  忠生地区交番 町田市忠生1-11-1	速やかに変更手続きをしてください。 代理の方でも申請できます(委任状、印鑑は不要です)。	【住所の変更】 ・住所(所在地)変更証明書 ・免許証  【本籍の変更】※ ・本籍変更のお知らせまたは証明書(本籍証明のあるもの) ・免許証  ※本籍変更の該当者はこの手続きも併せて行ってください。
125cc以下の二輪車や小型特殊自動車の所有者の住所変更	市役所市民税課 TEL 042(724)2113  忠生市民センター TEL 042(791)2802  鶴川市民センター TEL 042(735)5704	訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・住所(所在地)変更証明書 ・印鑑(シャチハタ不可) ・標識交付証明書
自動車、オートバイ(125cc超)の車検証の住所変更	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	法律に定める期限内	直接お問い合わせください。
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 042(358)1411	法律に定める期限内	直接お問い合わせください。

## その他

手続きは変更日以降に行ってください。

種 類	手 続 き 先	手続きの期限	必 要 書 類
各種免許、許可、許可証等の住所変更	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	・法律・条例等に定める必要書類 ・印鑑
その他	<p>■勤務先(会社)、学校などへも住所変更手続きをしてください。</p> <p>■銀行、保険会社、証券会社などについては、お手数ですがそれぞれお問い合わせください。</p> <p>■旅券(パスポート)については、ご自分で現住所を2本線で消し(修正液不可)、新しい住所を記入してください。</p> <p>■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHK、J:COMせたまちについては特に手続きの必要はありません。</p>		

# ● 不動産(土地・建物)を所有されている方へ

町名地番変更にともない、法務局(登記所)の不動産登記簿(土地及び建物)の表題部などについては、職権で法務局が書き換えます。ただし、所有者の住所欄については本人の申請があるまで変更されません。

該当地区内にお住まいの方で、土地や建物を所有している方は、申請用紙に必要事項をご記入の上、法務局へ所有権登記名義人住所変更の登記申請をおこなってください。

なお、この変更登記には**期限はありません**ので、変更日以降、必要な時(売買・抵当権設定など)までに手続きを行ってください。(注1)

なお、**郵送による申請も可能です**。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。(詳しくは各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

## <登記申請書の記載例> 不動産(土地・建物)所有者等の住所変更登記

<該当する場合のみご記入ください。>

転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。

通知書や住所(所在地)変更証明書に記載された「変更日」を記入  
(=換地処分公告の翌日)

### 登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更  
原 因 (平成〇年〇月〇日住所移転)  
平成 〇 年 〇 月 〇 日 町名地番変更

変更後の事項 住所 東京都 町田市 根岸〇丁目 12番地34

申 請 人 住所 東京都 町田市 根岸〇丁目 12番地34

氏名 法務 太郎  
連絡先の電話番号 000-000-0000

添 付 書 類 登記原因証明情報  
平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京 法務局 町田出張所 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

#### 不動産の表示

##### (土 地)

所 在 町田市 根岸〇丁目  
地 番 12 番 34  
地 目 宅 地  
地 積 234 . 56 平方メートル

##### (建 物)

所 在 町田市 根岸〇丁目 12 番地 34  
家 屋 番 号 12 番 34  
種 類 居 宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 160 . 61 平方メートル  
2階 120 . 21 平方メートル

(注1)

### ご注意ください

区画整理事業区域の土地・建物については、換地処分後の約4ヶ月ほどの期間は、一般の登記が停止されます。

つきましては、**区画整理区域内の不動産については、この登記停止期間の後に登記申請を行ってください。**

### 申請書提出の際に・・・

登記が完了すると完了証が発行されますが、法務局まで受領に行くか、郵送受領を希望する場合は380円分の切手を貼った返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

新住所を記入。

認印で可。

通知書または住所(所在地)変更証明書を添付します。

提出先の法務局名

※ 町田市内の不動産の場合は、「東京法務局町田出張所」となります。

変更後の登記簿の内容を正確にご記入ください。

※所有者が同じ場合は、複数の不動産を同時に申請が可能です。

◆登記申請書は、パンフレットに同封しましたので、そちらをご利用ください。  
なお、不足する場合は用紙をコピーしてご使用いただいても結構です。(同様の書式を、ご自分でパソコンなどで作成しても結構です。)

## 新しい郵便番号について

区域内の郵便番号は以下の通りとなります。

根岸町	1 9 4 - 0 0 3 4
根岸一丁目・二丁目	1 9 4 - 0 0 3 8
木曽西二丁目～四丁目	1 9 4 - 0 0 3 7
矢部町	1 9 4 - 0 2 1 4



 町田市 都市づくり部 区画整理課

電話：042(792)3771

町田市木曽町2185番地1